

## スモン訴訟における古賀照男訴訟の位置づけについて

松 枝 亜希子

(立命館大学生存学研究所)

キーワード：古賀照男 スモン訴訟 スモンの会全国連絡協議会 薬害 薬害共闘

### 1 はじめに

1960年代から1970年代にかけて、日本では高度経済成長期を背景に、公害や薬害、食品混入物による被害などが顕在化した。同時代に、水俣病において公害被害で初めての損害賠償請求訴訟がなされ、サリドマイド被害者によって薬害訴訟なども起こされた。公害・薬害訴訟では、和解か判決かなど訴訟の決着点についての意思統一が被害者である原告の間でしばしば難航する。たとえば水俣病訴訟においても、ほとんどの患者が和解に応じたいっぽう、チッソ水俣病関西訴訟は最高裁判所判決をもとめて訴訟を継続した(水俣病研究会 2006)。訴訟の長期化による精神的肉体的疲弊、経済的困窮、高齢化、病状の悪化などを理由に、経済的補償、早期終結、法的責任の明確化といった目的のうち、なにを優先させるのかという判断が原告の中で分かれるからである。この葛藤は公害・薬害訴訟に共通してみられる。そして、これらの要因を総合して判断した結果、多数が和解を選び、少数が判決をもとめるという傾向がある。

本稿では、1970年代の薬害スモン訴訟において、全国の裁判が和解で終結して以降も、単独で訴訟を継続した被害者、古賀照男の事例に着目する。単独訴訟の事実があったにもかかわらず、この事例は、スモン訴訟研究や被害者運動などにおいてあまり取り上げられてこなかった。水俣病訴訟の事例などと同様、この少数事例をスモン訴訟研究および被害者運動の中に位置づけることが本稿の目的である。

### 2 薬害スモンの概要

1960年代から1970年代にかけて生じた薬害で被害者数がもっとも多かったのが、subacute myelo-optic neuropathy (亜急性脊髄・視神経・末梢神経変性症、略してSMONと表記されることもある。以下、スモン)で

ある。スモンは神経難病であり、キノホルム製剤の服用によって引き起こされた。キノホルム製剤は、戦前はアメルバ赤痢などに処方されていた劇薬であったが、戦後、下痢などの胃腸障害にも適応が拡大されたことにより被害が生じた。1955年頃から、医師から処方されたキノホルム製剤を患者が服用することにより発生し始めた(実川ほか編 1990)。

1966年から1970年にかけて全国的にスモンは多発したが、とりわけ1967年と1968年の発生が多く、とくに岡山県で顕著であった。スモンの症状は、激しい腹痛や下痢などの腹部症状、下肢の痺れなどの知覚障害、異常知覚、下肢の筋力低下、視力障害などである。1976年頃に把握されていた患者数は約12,000名であった(スモンの会全国連絡協議会編 1981a)。

1970年2月6日、朝日新聞が「スモン病ウイルス感染説強まる」という見出しで、京大ウイルス研究所の井上幸重(当時、助教授)がスモン患者から新型ウイルスを発見したと報じた。この記事によって、市民の間では感染説が強化された。これ以降、被害者やその家族は、近隣住民や職場などからウイルスによる感染をおそれて差別を受けることが増加した(実川ほか編 1990)。

厚生省が推進したスモンの発生機序や被害実態についての代表的な研究として、スモン調査研究協議会(以下、スモン協)の研究成果がある。スモン協は、厚生省などからのスモンの病因と治療に関する研究費によって、1969年4月から結成準備が始まり、9月に結成された。班長には、当時、国立予防衛生研究所ウイルス中央検査部長であった甲野礼作がなり、疫学、病理、病原などの班からなる学際的な研究がおこなわれた(片平 1977)。

いっぽう1970年8月6日に、新潟大学脳研究所神経内科の椿忠雄(当時、教授)が、キノホルム製剤の使用量とスモン発生率に明らかな相関関係が認められるという調査結果を厚生省に報告した。また、翌7日には朝日新聞がこのことを報じた。報告を受けた厚生省は、サリドマイド薬害の教訓をいかしてすぐに文献調査をおこなった(実川ほか編 1990)。

椿報告の約1か月後の9月7日、厚生大臣の諮問機関

であった中央薬事審議会（会長石館守三）がキノホルム製剤の販売中止を厚生大臣に答申した。これを受けて厚生省は、翌8日付で各都道府県知事宛に、キノホルム製剤の販売一時停止と使用見合わせの措置をもとめる通達を出した。この措置は法的根拠のない行政指導であり、また、この指導にはすでに流通している市販薬などの回収はふくまれなかった。結果、この9月をさかいに、全国的に発生していたスモン患者の新規発生は激減することになった（片平 1977）。

このように、スモンの発症とキノホルム製剤との因果関係が報告され始めたことにより、スモン被害者たちはこの因果関係を法廷にて立証すべく、1971年以降、損害賠償請求の民事訴訟を起こしていったのである。

### 3 研究の目的と方法

本稿の目的は、スモン訴訟研究および被害者運動における古賀照男訴訟（東京スモン訴訟控訴審）の位置づけを検証することである。

多数あるスモン関連の資料・研究は、大きく分類するとつぎの4つに分けられる。スモン協などに代表される被害実態・規模や発生機序についての資料・研究、弁護士などによる訴訟についての資料・研究、スモンの会全国連絡協議会など被害者団体による被害者運動についての資料・研究、被害当事者および家族による手記とそれらを研究者が分析した研究である。

しかし、これらの資料・研究において、東京スモン訴訟控訴審について言及されているものは少ない。1979年に被害者団体が国および製薬企業との和解確認書に調印して以降、全国での訴訟が和解によって終結していく。それにもかかわらず、最高裁判決まで訴訟を継続した原告がいたという事実があった以上、東京スモン訴訟控訴審は、スモン訴訟研究や被害者運動などの中に位置づけられるべきであり、本稿ではこれを検証する。

研究方法としては、具体的にはつぎの2点を検証する。まず、1971年の初提訴後のスモン訴訟全体および被害者運動の変遷を俯瞰したうえで、古賀とスモン訴訟および被害者運動との関係を検証する。同時に、さきに挙げた4分類の資料・研究における東京スモン訴訟控訴審への言及の有無とその背景を考察する。

つぎに、東京スモン訴訟控訴審の経緯や古賀の訴訟意図などを検証する。これについては、つぎの2冊子を中心に分析する。最高裁判決後に作成された『スモン高裁判決は人権を絶つ!! 1990.12.7 スモン控訴審判決批判』

（以下、『1990.12.7 スモン控訴審判決批判』、スモン訴訟の確定判決を求める会編 1991）と、逝去後に出された『古賀さん追悼集』（「古賀さんとスモンを語るつどい」実行委員会編 2004）である。これらにくわえて、古賀が薬害被害者として参加したシンポジウムなどでの発言や、おなじ被害者や支援者による古賀についての言及なども参照する<sup>1)</sup>。

### 4 被害者団体の変遷とスモン研究における古賀照男訴訟への言及

本節では、スモン訴訟および被害者団体の変遷を俯瞰し、それに古賀がどのように関与したのかを検証する。さらに、原告団や弁護士、研究者などによって刊行されたスモン訴訟の資料・研究の中で、東京スモン訴訟控訴審はどのように位置づけられているのかを明らかにする。

スモン訴訟は被害者団体が原告団を組織してなされたが、被害者団体が分裂と連帯を繰り返したことは周知されている。1967年6月以降、スモン患者が直面する諸問題を組織の力によって解決しようと各地で患者による組織が結成され、1969年11月26日に、初の全国組織である全国スモンの会の結成大会が開かれた。この大会で、東京在住であった患者の相良<sup>さき</sup>半光が会長に選出された。古賀は、この会に結成当初から参加している。1970年8月になされた椿らのキノホルム原因説の報告を受けて、会の運営の中心は訴訟準備となった。

1971年5月28日、相良と神戸の志方サキ子の2人によって、東京地裁に損害賠償請求の民事訴訟が起こされた。この第1次提訴においては、被告となったのは国と日本チバガイギー、武田薬品の製薬2社、医師とその使用者（病院）であった。第1次提訴のあと、相良らは東京地裁に慰謝料を5,000万円で統一した一括提訴という方法をとっていく。

その後、第2次提訴をへて1971年11月5日に第3次提訴が起こされた。古賀はこれに全国スモンの会会員として参加した。この提訴の原告は全国19都道府県の155名であり、被告は国と日本チバガイギー、武田薬品、田辺製薬の製薬3社のみにしぼった集団提訴であった（片平 1977、スモンの会全国連絡協議会編 1981c）。

全国スモンの会会員の間では、慰謝料を統一した東京地裁への一括提訴、医師への責任追及の有無、投薬証明書の入手の確保などの点において足並みをそろえるのが困難だった。

会の意思統一が難航する中、1972年5月13日に、全

国スモンの会第1回総会が開かれ、前会計幹事から会長の相良らに会計での不正があるとの指摘がなされて会は混乱した。その後、相良らによって、前会計幹事や地元地裁提訴の姿勢を示した大阪・兵庫両支部役員の除名がなされた。この混乱と訴訟方法への疑問とに端を発して会がのちに分裂した（片平 1977、スモンの会全国連絡協議会編 1981c）。

これ以降、次の2点をふまえて、訴訟経緯については東京地裁にかぎって確認する。それはスモン訴訟は、初め東京地裁での一括提訴を予定しており、東京スモン訴訟の原告は多数で全国を代表するような訴訟であったことと、本稿の分析対象である古賀は東京地裁の原告であったという2点である。

1972年6月に、相良らはスモン訴訟原告協議会を結成した。これが東京地裁原告の第1グループとよばれた。いっぽう、結成当時からの役員などが、運営の混乱を受けて会の改革に取り組もうと、7月16日に「全国スモンの会の姿勢を正す会」（以下、正す会）を結成した。しかし、正す会が目指したような会の改革は進まず、メンバーは全国スモンの会から脱会し、11月3日に、スモン訴訟東京地裁原告団を結成した。これが原告の第2グループとよばれ、東京地裁の原告は2つに分裂したのである。

正す会は、相良とは別の原告団を結成するために、全国公害弁護団連絡協議会の弁護士、豊田誠に弁護を打診し、豊田らは訴訟準備を始めていた。しかし、正す会は最終的に自由人権協会所属の弁護士、柳沼八郎らに弁護を依頼した。これによって、豊田らは依頼人なき弁護団になったが、研究会を開いてスモン訴訟にそなえ、この研究会が1972年12月にスモン東京原告団を組織し、第3グループとなった（その後、広島スモンの会がこの原告団に参加、実川ほか編 1990）。

第1グループ、スモン訴訟原告協議会は全国スモンの会の会員が中心となり、原告団長は相良、弁護団長は重富義男であった。第2グループ、スモン訴訟東京地裁原告団は正す会の会員により構成され、原告団長は中村あい、弁護団長は柳沼であった。第3グループ、スモン東京原告団は弁護団主導で発足し、弁護団長は斎藤一好で、のちに上記2グループに属していない原告が参加した。

1972年末までに、東京地裁に11次にわたる提訴がなされた。資料「全国スモン訴訟の現状」（1976年5月現在）によると、東京地裁の原告総数は第1グループ821名、第2グループ702名、第3グループ210名、その他3名であった（片平 1977: 61-2）。1973年6月8日に東京地裁において第1回口頭弁論が開かれた。原告が3つの

グループになったため分けて審理がおこなわれたが、これらの審理はすべておなじ民事23部可部恒雄裁判長によっておこなわれた。

全国のスモン訴訟が進行するにつれて、被害者間の情報交換、経験交流の必要性が高まり、スモン患者の大同団結の機運が盛り上がり、1974年3月31日、東京において、スモンの会全国連絡協議会（以下、ス全協）の結成大会が開かれた。この大会で、議長に相馬公平が選出され、全国から被害者など約400名が結集した。これによって最大のスモン被害者組織が誕生し、これ以降、ス全協が全国的な運動の柱となった。東京地裁の原告との関連では、ス全協は第3グループの母体となり、第2グループもこれに所属していたのである。（片平 1977、スモンの会全国連絡協議会編 1981c）<sup>2)</sup>。

当初、ス全協は訴訟では判決をもとめていた。しかし、1976年6月に製薬3社が東京地裁に和解あっせんを申請したのを受けて、8月に「スモン患者の恒久補償要求」を発表した。これは和解を念頭においたものとされる。和解準備にいたった背景には、被害者の高齢化や経済的困窮、訴訟長期化などがあった。1979年4月26日、厚生省は被害者団体、国、製薬3社による初の三者会談を設定した。被害者の代表として出席したのは、ス全協のみであった。被害者の全国組織はほかにもあったが、ス全協は会員も最多数で、当時、弁護士主導のもと全被害者の代表としての座を確立していたからである。

ス全協和解案の要求の柱は、恒久補償を具体化した健康管理手当であった。これを実現するため、ス全協は精力的に国会へもはたらきかけていく。その結果、健康管理手当は、医薬品副作用被害救済基金法の障害年金というかたちで実現の見通しを得る。1979年9月7日、この救済基金法と薬事法の一部を改正する法律との薬事二法が可決成立した。

これを受けて、9月15日、国、製薬3社、ス全協の三者が和解確認書に調印した。確認書の内容は、1977年に提示された東京地裁和解案にそったものであったが、健康管理手当などが上乘せされた。ス全協という全国最大の被害者団体は、運動の成果として、東京地裁和解条件以上のものを勝ちとったのである。しかし、因果関係については国と製薬3社の法的責任を認める文言はなかった。全国のスモン訴訟は、この調印の内容にそって和解して終結していく（スモンの会全国連絡協議会編 1981c）。

ス全協が訴訟や運動の経過、成果についてまとめた資料として、『薬害スモン全史』全4巻（スモンの会全国連

絡協議会編 第1巻～第3巻1981年刊行、第4巻1986年刊行)などがある。これらの資料においては、1979年9月にス全協が中心となって恒久補償を勝ちとったことが、運動の到達点、最大の成果とされている。これ以降に関する記述は少なく、1979年以降の古賀の東京スモン訴訟控訴審への言及はない。また、ス全協は東京地裁原告第3グループの母体となっていたため、第2グループ原告についての詳細な記述はない。

いっぽう、『グラフィック・ドキュメント スモン』(実川ほか編1990)の出版企画は、スモン訴訟東京地裁原告団のうちの通称、第2グループ判決派によってなされた。原告団事務局長であった田中百合子は出版理由について、「もうひとつはそのお金(引用者注——第2グループ判決派メンバー全員が和解金の中から一定金額を出してプールしたお金)の使い道として、まず、われわれの受けたスモンという薬害についてのすべて、そして判決を望んだ原告たちがいたこと、その人々はこんなふうと考えていたということなどを本にして残すことだった」(田中2005:87)と述べている。古賀はこのグループに結成当初から参加しており、本書に記載されている第2グループ判決派の行動記録は古賀のそれとおなじものである。ただ、この原告団としては、1979年11月に和解を決定しており、この際に和解を拒否した2名のうちのひとりが古賀である。本書では、1979年以降の古賀の行動について、「確定判決を求める被害者・古賀照男」(実川ほか編1990:215)として言及がある。

古賀が属した第2グループの弁護団による記録として、『スモン訴訟の記録Ⅰ』『スモン訴訟の記録Ⅱ』(ⅠⅡともに、東京第二グループ弁護団編1983)がある。1978年8月3日の東京地裁での損害賠償請求事件の判決における、認容金額一覧表(二)に古賀の氏名が記載されている(東京第二グループ弁護団編1983a:323)。しかし、この資料の「はしがき」冒頭において、「われわれスモン訴訟東京弁護団(第二グループ)は、昭和四七年九月団結成以来、全力をつくしてスモン裁判にとりくんで来たが、一一年余を経た今日ほぼ全面的に患者救済の実をあげることができた」(東京第二グループ弁護団編1983a:1)とされている。この判決を到達点とし、これ以降も継続された訴訟および古賀についての言及はない。

また、弁護士の泉博は第2グループ弁護団のひとりであり、回顧録『空前の薬害訴訟——「スモンの教訓」から何を学ぶか』(1996)を刊行している。泉は東京スモン訴訟控訴審についてわずかに言及はしているが、スモン訴訟における位置づけを検証するまでにはいたっていない。

い。

全国のスモン訴訟審理中、原告申請の証人として、スモン協の研究者や薬学者が多く出廷した。1972年3月13日、スモン協は総会において、スモン患者の大多数はキノホルム製剤の服用によって神経障害を起こしたと報告していた。1972年4月以降は、厚生省特定疾患スモン調査研究班(以下、スモン班)へと改編され調査を継続していた。

スモン班保健社会学部会に参加していた片平洸彦は保健学が専門であり、スモン関連の著作『構造薬害』(1994)、『ノーモア薬害——薬害の歴史に学ぶ』(1995)などを複数刊行しているが、古賀への言及はない。スモン班関連の研究者による訴訟資料や研究は多く刊行されている(亀山1977、祖父江・田村1985)。スモン班の研究は、被害実態、キノホルム製剤との因果関係の解明、発生機序、治療法の開発などについてである。被害者運動などにも言及されているが、東京スモン訴訟控訴審への言及は少ない。

また、1960年代1970年代に若い薬学者の会のメンバーとして活動し、原告申請の証人として出廷した薬学者の高野哲夫もスモン関連の書籍を刊行している。スモン被害者坂本久直との共著の『裁かれる製薬産業——第2・第3のスモンを許すな』(1975)、『スモン被害——薬害根絶のために』(1979)などである。高野はスモン被害者支援をおこなっていたが古賀への言及はない。

いっぽう、同時代に、医療被害・薬害についての市民運動を展開した東京大学医学部講師および医師であった高橋暁正や医療ジャーナリストの平沢正夫らは、古賀および第2グループを支援した。かれらとの関係については、本稿第5節、第7節にて検証している。

本稿は、『グラフィック・ドキュメント スモン』によって確認されている1990年までの古賀の行動をより詳細に検証することにくわえ、これ以降の東京スモン訴訟控訴審の経緯を確認し、スモン訴訟研究および被害者運動の中に位置づけるものである。

## 5 古賀照男の被害者運動への参加の経緯と連帯

本節では、古賀がどのように訴訟および被害者運動へ参加していたのかを、古賀が属していた第2グループ原告団の活動内容とともに検証する。

古賀は1927年1月に東京にて誕生した(「古賀さんとスモンを語るつどい」実行委員会編2004)<sup>3)</sup>。小学1年

生のときに大やけどを負い、長期間欠席したことなどをきっかけに、小学校をはじめとした学校へ行かなくなった（実川ほか編 1990）。1967年6月、慢性腸炎の治療のため、キノホルム製剤を医療機関にて投与されたことによりスモンを発症した。発症当時は、チェーン展開していた立ち食いそば屋の店長に就いており、神奈川県内に妻と居住していた。

古賀は、スモンが薬害であることを知って被害者運動に参加し、1969年11月に、全国スモンの会が結成された当初から参加した。1970年11月に神奈川県スモンの会が結成され、副会長となる（スモン訴訟の確定判決を求める会編 1991）。全国スモンの会への参加、その後の分裂についてつぎのように述べている。

一九七〇年、難病団体として全国スモンの会が結成され、私も参加しました。

その後、七一年十一月に、横浜市立大学医学部講堂において神奈川県スモンの会が結成されました。その結成には、東京大学の井形助教授を招き、講演会が開かれました。

私は、剖検スライドと説明で、スモンはキノホルム薬被害であることを初めて確信したのです。

七一年春、全国スモンの会会長の相良氏と大阪の志方氏が突然東京地裁にスモン訴訟を提起しました。（私はこの夏に、カルテの写しと投薬証明を取得していました。）

私自身この提起は、因果関係を社会的に明らかにし、責任を法的に確立することだと思いました。私も、十一月の第三次マンモス訴訟に参加しました。（スモン訴訟の確定判決を求める会編 1991: 歩み 4）

古賀（引用者注——全国スモンの会の）最初の目的はね、単なる患者会。その中で、「会費を」というところが出てきて、それゆえ発展して出てきたのが、裁判という問題。

高山 最初から裁判やりますってということではなかったんですね。

古賀 それはないですよ。だから、わたしは、あえて辞めるってしてしまったのは、会の内容がだんだん変わってきて、しかも金をネ、取ろうとしてるしね。それでわたしはもう、ま、ダメだ。（引用者注——相良会長に）直接言ってやった事あると思うよ。（高山・糸山 2000b: 30）

前節で述べた全国スモンの会の中に正す会が結成された影響は、古賀が属する神奈川県スモンの会にも現れた。神奈川県スモンの会の会員のひとりが、理事会で相良会長の裁判方針と会の運営に疑問を表明し、会の方針の変更をせよと求めた。古賀は、会を混乱させないようこの会員を説得しようとしたが、逆に正す会の全国スモンの会への批判や活動方針を説明され、正す会に出席して話しを聞くことになった。古賀は、実際に出席して正す会の方針に賛同し、以後、自主的に参加するようになったのである。神奈川県スモンの会は、正す会の余波を受け、分裂の危機にさらされた。会内の話し合いで、1年間、会を凍結し、その後、神奈川県スモンの会は一本化されたのである（スモン訴訟の確定判決を求める会編 1991）。

古賀は当初、全国スモンの会会員として第3次提訴に参加したが、のちに古賀および神奈川県スモンの会が正す会に参加したことにより、1972年11月のスモン訴訟東京地裁原告団（第2グループ原告団）の結成に参加した。

古賀とおなじ第2グループの事務局長であった田中が、古賀の風貌や言動についてつぎのように回想している。

もうひとり、忘れられない人がいる。古賀照男さんである。

彼は、神奈川県のスモンの会会員で原告だった。いつも茶色のビニールの長靴を履いて、クラッチという肘まである松葉杖をカチャンカチャンと鳴らして歩いていた。

胸と背中には「薬害根絶」という文字があった。汚れた布にいつ書かれたか分からないような手書きの字だった。いつも同じようなジャンパー姿だった。「それでよー、おまえよー、何考えてるんだ、しっかりしろ」というような、言葉使いは乱暴だったが優しい心根をもった人だった。（田中 2005: 93）

東京地裁原告の中では第2グループが、厚生省や製薬企業への抗議行動を一番多くおこなっていた。彼らの支援者には、東京大学講師の高橋や医療ジャーナリストの平沢らがいた。

1960年代から医薬品の多用に警告を発していた高橋は、公開自主講座「医学原論」を1971年10月から開講した。スモン被害者もこの講座に講師として招かれていた。1972年9月「医学原論」に集う学生たちが中心になって「キノホルム被害者を支援する会」（以下、キ支援）が誕生した（実川ほか編 1990）。そこに古賀も参加してい

たのである。当時、薬学生であった支援者の回想によれば、「キ支援は東大の高橋暁生講師の講師室で毎週水曜日の夜開かれていたが、古賀さんはそこにやって来た。ゴム長靴を履き、カナディアンクラッチを突いていた。ここで、いっしょにSMONについて基礎から学んだ」（「古賀さんとスモンを語るつどい」実行委員会編 2004: 9）という。以後、十数人の若者や高橋らが第2グループの訴訟支援をおこなった。

古賀も訴訟を継続するにあたって、高橋からの支援があったことに言及している。「さらに仙台のグループ、東京の厚生省交渉団の人々等々の私に関係した人たちと神奈川のスモンの仲間の励まし、特に、高橋暁正先生・中里氏・杉山氏等のやる気が、私にやる気をださせたのです」（スモン訴訟の確定判決を求める会編 1991: 報告3）と述べている。

1972年10月には、関東地方の薬害被害者、支援者などが集まって「薬害を告発する被害者と市民の会」（以下、薬害共闘、機関紙名からとられた通称）が結成された。代表は平沢で、厚生省に抗議行動や要求行動を起こした。第2グループもこれに参加していた。1976年に和解をめぐって第2グループが分裂してからは、薬害共闘はとりわけ判決派と連帯していた。

1974年2月25日、薬害共闘は、厚生省の諮問機関である「医薬品の副作用による被害者の救済制度研究会」の内容公開をもとめて厚生省前で座り込みをおこなった。これに古賀も参加した。当時の厚生省薬務局長であった松下廉蔵との交渉が決裂したのを契機に、7日間続けられた。中央官庁での座り込みは、薬害運動史上初めてのことであった。国会議員の仲介によって松下が謝罪し、以後の交渉を約束することによって終結した（実川ほか編 1990）。

また、1975年3月13日、古賀が属する神奈川スモンの会は武田薬品湘南工場にたいして抗議行動をおこない、工場前に座り込んだ。これ以降、古賀は製薬企業にたいして直接の抗議行動をおこなうようになった。さらに、神奈川スモンの会は毎月1回横浜駅前において、あるいは各地のメーデー会場などで街頭カンパをおこなっていた。古賀は、長野県スモンの会のビラ配布を手伝うなど他県の支援活動もおこなった。また、東京以外の地裁前での抗議行動にも参加した（実川ほか編 1990）。なぜなら、被害者自身がビラ配布などをおこなって薬害運動を活発化させることが、勝利判決に結びつくと考えていたからである（高山・糸山 2000b）。

ほかに古賀が関与した厚生省交渉に「薬害・医療被害

をなくすための厚生省交渉実行委員会」の活動がある。医療ソーシャルワーカーの高山俊雄がこの窓口を古賀に依頼した際、こころよく引き受けてくれたと追悼集の中で回顧している。高山によると、この会は全国の医療および薬害被害者が一同に集まって厚生省と直接交渉をすることを目的に結成され、1984年2月27日の行動を皮切りに約20年間続いた（「古賀さんとスモンを語るつどい」実行委員会編 2004）。

また、古賀は環境庁前での水俣病患者の抗議行動などにも頻繁に参加し、全国の医療薬害被害者、公害被害者支援をおこなった（実川ほか編 1990）。古賀が連帯したと言及している運動は、サリドマイド被害、薬害 HIV 問題、水俣病問題、厚生省交渉実行委員会、土呂久被害者を支援する会、旧松尾鉱山被害者を支援する会、スモンウイルス説井上幸重追及実行委員会などである。単独で東京スモン訴訟控訴審を進めるにあたって、これらの運動との「横の連帯」があったことを強調していたのである（「古賀さんとスモンを語るつどい」実行委員会編 2004）。

## 6 和解勧告による東京地裁原告 第2グループの分裂

本節では、古賀が属した第2グループがいかなる経緯で分裂したのかを検証し、最終的に判決派に和解を選択させた要因などについて考察する。

1976年6月10日、東京スモン訴訟は、被告の製薬3社が和解あっせんを申請したことにより状況が変わる。9月9日、これを受けて可部裁判長は、職権による仲裁的和解勧告をした。この和解勧告を受けて原告団の選択は分かれた。第1グループは和解を、第3グループは判決を表明した。

古賀が属する第2グループにとっては、これが和解派と判決派とに分裂する契機となった。12月18日、第2グループ原告団は、判決派（代表、松村雄）170名と和解派（代表、金田洸）530名とに分裂した（実川ほか編 1990）。古賀はもちろん判決派であった。この分裂により、第2グループ判決派が原告団の中では最少人数となった。おなじ判決派の第3グループがス全協と一体であったのにたいして、第2グループ判決派は自分たちの弁護団がつよく和解を勧めており、判決派と弁護団との間に信頼関係は築かれていなかったのである。

また、1976年10月、東京地裁の和解勧告の後に、田辺製薬は東京地裁にて、当時、すでに因果関係が破綻し

ているとされていたスモン・ウイルス説を突如、主張し始めたのである。

その後1977年1月17日、可部裁判長が和解案の第1次所見を提示し、10月29日に第1次和解が成立した。

1978年8月3日には、可部裁判長による東京スモン訴訟の判決があった。第1次判決予定者154名のうち、和解をした人をのぞく133名についてである。東京スモン訴訟は、1971年の初提訴以来6年間で第42次まで提訴され、原告数は1,783名であった（実川ほか編1990）。判決は古賀をふくむ原告の勝訴であった。判決の認容金額一覧表（二）では、古賀について、被告国は請求棄却、被告田辺については認容金額として、1,343万7,500円（内訳、弁護士費用以外の部分1,250万円、弁護士費用93万7,500円）が記載されている（東京第二グループ弁護団編1983a: 323）。古賀は第2グループ判決派16人とともに控訴し、被告の国・製薬3社も控訴して、8月17日に控訴が確定し、東京スモン訴訟は高等裁判所でも争われることになった。

その後、1979年5月16日に田辺製薬がウイルス説を否定した可部和解案に調印した。これによって田辺製薬は因果関係を認めたものの、あくまでも「国の指示により」を強調し、以後も法廷でウイルス説を主張し続けた。田辺製薬がウイルス説を撤回しないことを古賀はつよく批判し和解を拒否した。これが古賀が訴訟を継続した動機の一つである。

本稿第4節で述べたが、1979年9月に全協が国・製薬3社との和解確認書に調印したことによって、全国のスモン訴訟は和解へと動いた。このような全国的な潮流の中、古賀をふくむ第2グループ判決派はきびしい状況に立たされていた。

事務局長の田中が回想しているが、スモン訴訟が怒涛のように和解へと動き出した中で、少数である判決派も和解を選びとらざるをえなくなった。この際の心情を田中が回想しており、苦渋の決断であったことがわかる。「判決派と言われたように、どうしても確定判決をと望んで裁判所の外でその後も運動したわれわれであったが、残念ながら裁判所も自分の弁護団も和解を推進し続け、みんなが具合の悪い中、一生裁判を停滞させたままにしておくこともできなかった。手も足も出ずに、最後には和解せざるを得ないことになった」（田中2005: 86）。「最後に和解せざるを得なくなったこのときほど、人生の無常を感じたことはない」（田中2005: 86-7）。

第2グループ判決派は、自分たちの弁護団がつよく和解を勧めたため信頼関係が破綻し、判決をもとめるため

の法廷での代理人がいなかった。和解が進む中、当原告団においても約5分の1の原告が和解した。そこで、1979年11月、訴訟を継続する人をできる範囲で支援していくことをふくめて、この原告団としての和解を決定した。所属する114名の原告のうち、古賀ともうひとり（詳細は不明）の2名は和解を拒否した。東京地裁の5つの原告団の中で最後の和解選択となったのである（実川ほか編1990）。

## 7 古賀照男が裁判を継続した意図と高等裁判所判決にたいする評価

古賀はなぜ単独で訴訟を継続したのか。本節では、古賀の意図と高裁判決についての古賀と支援者の見解を確認する。

第2グループ判決派が和解した後、古賀は単独で東京高裁へ控訴した。被告は、国と田辺製薬である。1審で和解を勧めた弁護士を古賀が解任したため、控訴審は弁護士を欠いたまま、1979年7月に東京高裁民事15部813号法廷、奥村長生裁判長にて第1回口頭弁論が開かれた。ほかの原告の和解が進められていた関係もあって1984年10月までは審理が中断した。その間、1979年9月に、全協が国と製薬3社と和解確認書を交わし、全訴訟が和解で終結していく。

1982年に大津卓滋弁護士を団長とする6名の新弁護団が結成され、控訴審の準備を開始した。1984年10月1日、第2回口頭弁論がなされ控訴審が再開したが、裁判所は再三、和解を勧告した。この結果、1988年10月12日、奥村裁判長の職権和解による和解交渉がなされ、古賀はつぎの3項目を条件に、国にたいする損害賠償請求権を放棄して国と和解した。1. 国はスモンとキノホルム製剤との因果関係を認める、2. スモンにたいする責任を認める、3. スモン患者の救済と薬害防止に向けて最善の努力をする、である（「古賀さんとスモンを語るつどい」実行委員会編2004）。

田辺製薬とは、ウイルス説を撤回しなかったため和解は不成立だった。そのため、1988年12月に口頭弁論が再開されて結審があり、1990年4月に再結審があった。

控訴審をおこなった意図について古賀はつぎのように言及している。

高山 ウイルス説が裁判でおおやけになって出てくるのは高裁段階なんですわね。

古賀 だからわたしはそれは許さない。……だから

そういうことで、わたしは東京高裁に残る。「もうここまで来たんだから、一緒に」っていう人たちはいたけど、「みんなだめてくれ」と言われた。わたしの方は腹の底ではサ、和解したかったんだよ。和解案も当然あるもんだと思ったの。だから、わたしは和解を否定はしてない。向こうの分ヶジメがさ、あたしはある種効いたと思ったの。ところが、東京高裁の田辺の第1回の公判で、ネエ、ウイルス説を堂々と、1時間有余にわたって主張したんだよ。こおんなのアンタ許せますか。……

古賀 ……判決の前に、裁判長の奥村に呼ばれて行ったわけ。そして、和解しませんかっていう打診があったんですよ。だから和解の条件として、わたしはウイルス説の撤回と、スモン患者に謝罪しろっていう、その2点をネ主張したんですよ。(高山俊雄・糸山敏和 2000c: 12-3)

古賀の訴訟意図については、まず、製薬会社の法的責任を明確にしたかったことが挙げられる。当時すでに破綻していたといわれるウイルス説を法廷にて主張し、法的責任から逃れようとする製薬企業にたいしてつよい憤りがあった。古賀自身、この説が発表されたことによって、夫婦ともに職場や近隣などで差別的処遇を受けたことを回顧している(高山・糸山 2000a)。ウイルス説が発表されたことによって、患者の中から複数の自死者が出た。このような事態を引き起こしたウイルス説を古賀は許しがたかったのである。そのため、製薬企業にウイルス説を撤回させ、キノホルム製剤とスモン発症との因果関係およびスモン発生にたいしての国・製薬企業の法的責任を訴訟にて明確にしたかった。

もう1点指摘できるのは、古賀が抱いていた使命感である。第2グループ判決派に属していた大分県スモンの会会長の伊川美代子が「古賀照男さんのひと言:『オレが判決で闘うから』」と題して、全国の訴訟が和解へと動き出した際の大分の会での状況について、つぎのように回想している。

ただ、患者たちは病状も悪化し、私自身、家族をそろそろ安心させたかった。東京での会議では、私自身は絶対判決だと思っていたけれども、大分の地に帰ってきたらそうはいかない。何となくもうそろそろ和解したいみたいな感じの人のほうが多くなり、……大分であくまで判決を目指すというのはちょっと難しくなり、大分のみんなを和解させ、最

終的には私一人が判決で闘わなければいけないのかなという気もしていた。

そこに、古賀照男さんが「オレが判決で闘うから、あなたたちは和解して、家族を安心させたほうがいい。まだ小さい子もいるんだから」と言ってくれた。その言葉に、どれだけホッとしたか。(「古賀さんとスモンを語るつどい」実行委員会編 2004: 2)

古賀が訴訟を継続した意図については、原告の多数が和解に応じていく中、だれかが因果関係・責任の明確化を追及しなければならず、それを古賀自身が引き受けたという解釈もできる。

この古賀の責任感のつよさはいっぽうで、おなじ原告グループのメンバーをきびしく批判することにもつながった。田中によれば、「古賀さんは、強烈な個性の持ち主であった。彼は、自分だけを残して和解してしまったわたしたち原告団に対して、表面上はともかく、心の中に怒りを秘めていた」(田中 2005: 96)という。「わたしたちは、古賀さんに愛情をもっている仲間であり、古賀さんの気持ちは十分理解できると思っただけなのに、古賀さんに鋭く批判され、怒りをぶつけられたとき、体の具合が悪いわたしたちは、寛容の心をもってそれを聞き、ともに闘うということができなかった」(田中 2005: 96)と語っている。おなじスモンをかかえた体調がよくない田中ら原告にとって、ときに古賀との関係が精神的負担になったのも事実である。田中の解釈によれば、「古賀さんは私たちを見放した。古賀さんは、自分の怒りを受け止めてともに闘ってくれる仲間と田辺に対する抗議行動を続けた」(田中 2005: 96)。古賀はおなじ原告のみならず、支援者にたいしてもきびしく批判することがあったと、支援者のひとりであった小児科医の山田真が回想している(山田 2005)。

1990年12月7日に、古賀の東京高裁控訴審(2審)判決があった。勝訴であった1審判決は破棄され、控訴は棄却された(即日、上告している)。

この際の判決内容を要約すると、「キノホルム製剤の相当量の服用は認められるが、原告の症状は類似疾患と識別診断が不十分である。原告がスモンだという証明が不十分であり、原告の本件請求は棄却する」というものであった(スモン訴訟の確定判決を求める会編 1991)。

まず、古賀は、この判決にたいして「再三にわたる和解拒否(田辺製薬がスモン=ウイルス説を撤回せず、事実は田辺の和解拒否です)が、私のせいだとしての報復判決です」(スモン訴訟の確定判決を求める会編 199: 報



告5)と理解していた。

さらに、古賀はインタビューの中で「弁護士と、裁判官と、被告とのね、この三者一体の中で、充分な形の話し合いはされてない」(高山・糸山 2000c: 14)と回顧し、弁護団との間で訴訟戦術・決着点について、十分な合意を形成しないまま訴訟を継続した点が不十分であったと評価している(高山・糸山 2000c)。

また、支援者の高橋は、高裁判決について、医学を専門としない裁判官がスモンかどうかは確定できないとの医学的診断を下した点が問題であったと述べている。「この判決の著しい特色は、全ての医師の診断書を却下し、全く医学の系統的教育を受けていない医学の素人である裁判官が書証として提出されている文献(時には、書証として提出されていないものもある!!)を操って、自己流の医学論を展開するとどのようになるかという社会実験をおこなってみせてくれたという意味において、画期的なものである」(高橋 1991b: 批判1)。高裁の判決は古賀や支援者にとって納得できるものではなく、彼らから批判された。この判決については、支援者以外からも誤判決という見解が出されている(富家 1997、富嶋 1997)。

その後、1994年12月8日、最高裁第1小法廷での判決では古賀の上告が棄却され、判決が確定した。1995年3月、多数の神経内科医の診断書を添付し再審請求したが棄却された。古賀は1審判決で1,250万円が許容され、1990年当時、仮執行でこれの3分の1を入手していたため、判決が確定しても経済的補償は少なかったという意見もあった(実川ほか編 1990)。

最高裁判決以降も古賀は、ウイルス説を撤回しない田辺製薬の大阪本社前へ支援者とともに定期的に年に数度行き、抗議行動を続けたのだった(「古賀さんとスモンを語るつどい」実行委員会編 2004)<sup>4)</sup>。

## 8 考察

本稿の目的は、古賀の単独での東京スモン訴訟控訴審を、スモン訴訟研究および被害者運動の中に位置づけることであった。

古賀は、全国的な被害者団体に結成当初から参加し、東京スモン訴訟にも初期から加わってきた。古賀をふくむ被害者にとって、国・製薬企業との訴訟を進めていくうえで、ほかの被害者との連帯は不可欠だったのである。被害者団体の複数回の分裂があり、古賀は最終的に東京地裁原告としては第2グループに属した。このグループの特徴は、国・製薬企業にたいして直接的抗議行動を多く

おこない、確定判決をもとめたことである。特筆すべきなのは、それでも第2グループが最終的に和解を選択せざるを得なかったという事実である。この選択を促した要因はなにか。それは、ス全協という最大の被害者団体が国・製薬企業との和解を決定したことである。さらに、自分たちの弁護団が和解をつよく勧めたことであり、原告の高齢化や病状悪化、経済的困窮、裁判の長期化による精神的・肉体的疲弊などが背景にある。最大の被害者団体の選択、その結果和解で終結していく状況に、判決をもとめる少数グループは抗うことができなかった。

古賀は行動をともにしてきた第2グループ判決派が和解を選択しても、確定判決をもとめて単独での控訴審を選択した。つまり、最大の被害者団体およびそれに追隨した自分が属していた少数派の原告団とは別の選択肢を選んだのである。スモン訴訟において、和解ではなく法的責任を明確にするために確定判決をもとめるという選択肢はもちろん存在したが、多くの被害者は選ばなかった。被害者団体や弁護団などとの関係性の力学の中で選ぶことができなかった。その選択肢を古賀を選んだのである。

本稿で検証したスモン訴訟と被害者運動の一連の流れはつぎのようなものであった。救済のためには被害者の連帯は必須であったため全国スモンの会という全国組織が結成され、全国スモンの会に取って代わったス全協という全国最大の被害者団体は運動の結果、経済的補償が躍進した和解条件を勝ちとることができ、少数の第2グループ判決派はそれに追隨せざるを得なかった。このような経緯・力学の中で古賀は単独での東京スモン控訴審を継続した。これがスモン訴訟研究および被害者運動における古賀の事例の位置づけである。

また本稿では、古賀の行動を英雄視するだけではなく、古賀はおなじ原告をもときに理不尽に批判する「強烈な個性」(田中 2005: 96)をもっていたことも確認した。

薬害・公害訴訟などにおいて、原告である被害者の利害の衝突や分裂は不可避な面もある。この利害が衝突した場面や経緯を検証し、多数派と少数派の間の決着点をめぐる力学などを明らかにすることによって得られる知見は、今後、おなじような局面が生じた際に参照できる。この知見は、原告同士の原告自身にとって不利となる争いを避けるために必要なのだ。古賀の事例の検証は、薬害・公害訴訟などにおいて普遍性をもつ考察が得られるものである。

ただ、本稿では、訴訟戦術における弁護団との合意の形成過程についての検証は不十分である。スモン訴訟だ

けではなく、サリドマイド薬害、薬害 HIV などの薬害訴訟では共通して、原告同士および弁護団との間で合意を形成することがしばしば難航する。古賀の事例ではこの点はどうであったのか。弁護団との決着点に関する相違などを具体的経緯から明らかにすることが今後の課題である。

### [注]

- 1) 関連資料については、法政大学大原社会問題研究所環境アーカイブズのホームページの「古賀照男・薬害スモン資料」にて公開されている。
- 2) ス全協結成後も被害者団体は分裂する。まず、1976年6月に、東京、神奈川、埼玉、宮城、兵庫の五都県のスモンの会が連名でス全協を批判したのち、連絡会をつくってス全協を離脱した。また、同年10月、全国スモンの会のメンバーが、スモン連絡協議会（代表、前島光男）という新たな原告団を結成し、東京地裁原告団の第1グループが2つに分裂した。
- 3) 古賀の誕生日に関しては、「大正一五年（引用者注——1926年）一二月東京生まれ。」（実川ほか編 1990: 95）と記載されている文献もある。
- 4) その後、2003年1月23日に、古賀は京都市伏見区の久野病院にて逝去した。享年76歳だった。

### [文献]

- 淡路剛久, 1981, 『スモン事件と法』有斐閣.
- 法政大学大原社会問題研究所環境アーカイブズ, 2021, 「古賀照男・薬害スモン資料」, 法政大学大原社会問題研究所環境アーカイブズホームページ, (2021年3月28日取得, [https://k-archives.ws.hosei.ac.jp/public\\_document/0008/](https://k-archives.ws.hosei.ac.jp/public_document/0008/)).
- 富家孝, 1997, 『厚生省薬害史——行政の歪が見えてくる! 厚生省薬害事関連訴訟の軌跡』三一書房 (三一新書).
- 泉博, 1996, 『空前の薬害訴訟——「スモンの教訓」から何を学ぶか』丸ノ内出版.
- 実川悠太編・羽賀しげ子・小林茂, 1990, 『グラフィック・ドキュメント スモン』日本評論社.
- 亀山忠典編, 1977, 『薬害スモン』大月書店.
- 片平洸彦, 1977, 「スモン問題の歴史」亀山忠典編『薬害スモン』大月書店: 12-76.
- , 1994, 『構造薬害』農山漁村文化協会 (人間選書 181).
- , 1995, 『ノーマ薬害——薬害の歴史に学ぶ』桐書房.
- 「古賀さんとスモンを語るつどい」実行委員会編, 2004, 『古賀さん追悼集』「古賀さんとスモンを語るつどい」実行委員会.
- 古賀照男, 1986, 「薬の神話の被害者として」東大PRC企画委員会編『脳死——脳死とは何か? 何が問題か?』技術と人間, 45-6.
- , 1999, 「スモン被害者として」浜六郎・別府宏園・坂口啓子編『くすりのチェックは命のチェック——第1回医薬ビジランスセミナー報告集』医薬ビジランスセンター JIP, 医薬品・治療研究会 TIP, 日本評論社 (発売), 66-7.
- 水俣病研究会編, 2006, 『水俣病研究 4 特集 水俣病関西訴訟最高裁判決をめぐって』弦書房.
- 坂本久直・高野哲夫編, 1975, 『裁かれる製薬産業——第2・第3のスモンを許すな』汐文社.
- 祖父江逸郎・田村善蔵, 1985, 『スモン研究の経緯とその解析』医歯薬出版.
- スモン被害者の恒久救済と薬害根絶をめざす全国実行委員会, 1979, 『薬害根絶をかちとるために——スモン全面解決闘争関係資料集』スモン被害者の恒久救済と薬害根絶をめざす全国実行委員会.
- スモンの会全国連絡協議会編, 1981a, 『薬害スモン全史 第一巻——被害実態編』労働旬報社.
- 編, 1981b, 『薬害スモン全史 第二巻——裁判編』労働旬報社.
- 編, 1981c, 『薬害スモン全史 第三巻——運動編』労働旬報社.
- 編, 1986, 『薬害スモン全史 第四巻——総括編』労働旬報社.
- 編, 2009, 『薬害スモン恒久対策の経過 (改訂版)』スモンの会全国連絡協議会.
- スモン訴訟の確定判決を求める会編, 1991, 『スモン高裁判決は人権を絶つ!! 1990.12.7 スモン控訴審判決批判』スモン訴訟の確定判決を求める会.
- 高橋暁正, 1991a, 「判決批判——古賀氏の臨床診断」『スモン高裁判決は人権を絶つ!! 1990.12.7 スモン控訴審判決批判』スモン訴訟の確定判決を求める会: 臨床診断 1-16.
- , 1991b, 「高裁の神経学理解状況の批判」『スモン高裁判決は人権を絶つ!! 1990.12.7 スモン控訴審判決批判』スモン訴訟の確定判決を求める会: 批判 1-71.
- 高橋暁正・水間典昭, 1981, 『裁かれる現代医療——スモン・隠れた加害者たち』筑摩書房.
- 高野哲夫, 1979, 『スモン被害——薬害根絶のために』三一書房.
- 高山俊雄・糸山敏和, 2000a, 「孤独と連帯——古賀照男・闘いの記 第1回 発病」『労働者住民医療』121: 16-9.
- , 2000b, 「孤独と連帯——古賀照男・闘いの記 第2回 裁判へ」『労働者住民医療』122: 30-5.
- , 2000c, 「孤独と連帯——古賀照男・闘いの記 第3回 孤独と連帯」『労働者住民医療』123: 12-7.
- 田中百合子, 2005, 『この命、つむぎつづけて』毎日新聞社.
- 東京第二グループ弁護団編, 1983a, 『スモン訴訟の記録 I』スモン訴訟東京弁護団.
- , 1983b, 『スモン訴訟の記録 II』スモン訴訟東京弁護団.
- 富嶋克子, 1997, 『民事裁判ものがたり——なぜ誤判決は起きるのか』イースト・プレス.
- 山田真, 2005, 『闘う小児科医——ワハハ先生の青春』ジャパンマシニスト社.

## The positioning of Koga Teruo's lawsuit in the SMON case

Akiko MATSUEDA

The subject of this thesis is the details of Koga Teruo's lawsuit. Koga was a victim of drug-induced suffering and subacute myelo-optico-neuropathy (SMON) and a plaintiff in a related lawsuit. In 1979 the biggest SMON victim group in Japan, SMON no kai zenkoku renraku kyogikai, reached a settlement with the government and pharmaceutical companies, but Koga continued alone with the SMON case. Few studies have focused on his lawsuit, however, and the purpose of this thesis is therefore to clarify the positioning of Koga's case in the study of the SMON case and plaintiff activities. Research discourse analysis was conducted on documents and studies concerning the SMON case. In 1995, Koga lost a final decision. This thesis finds that while many plaintiffs reached a settlement, Koga was filled with a sense of mission to clarify the legal responsibility of the government and pharmaceutical companies and desire for a legal decision.

Keywords : Drug-induced suffering, Koga Teruo, SMON no kai zenkoku renraku kyogikai, the SMON case,  
Yakugai Kyotou

